

公益社団法人郡山市シルバー人材センター 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人郡山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員等の範囲は、次のとおりとする。

- ア センターの定款第21条に規定する理事（同条第2項に規定する常務理事を除く。）及び監事
- イ センターの定款第31条に規定する相談役
- ウ センターの定款第50条に規定する委員会の委員
- エ 前各号に定めるものの他、センターの事業の推進を図るために、理事長が必要と認め理事会の承認を得たもの

(2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。

(3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする

(5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、理事及び監事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とする。
- 4 役員等には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額、別表1「役員等の報酬額」に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

- 2 非常勤役員の報酬日額は、別表1「役員等の報酬額」に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月25日（その日が土曜日・休日に当るときはその前日）に支払う。

2 非常勤役員の報酬は、理事会出席等必要の都度支払う。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は、本人に対して通貨で支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立て替え金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表2により予算の範囲内において支給する。ただし、報酬を支給する常勤役員の管内職務に係わる費用は支給しない。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもつて、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給に基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則(第3、第4、第5、第7条)

この規程は、平成30年5月29日から施行する。

別表1 役員等の報酬額

(1) 常勤役員	月額 97,000 円までの範囲内
(2) 非常勤役員	理事会 1日につき 5,000 円以内 監 査 1日につき 7,000 円以内

別表2 費用の額

(1) 非常勤役員の管内職務に係る費用	2,500 円
(2) 役員等の管外職務に係る費用	旅費規程に定める額
(3) その他の費用	実費